# 米子市監査委員告示第8号

定期監査の結果に関する報告の公表について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定により実施 した定期監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定により、次のとおり公 表する。

平成30年8月13日

米子市監査委員 陶 山 晃 米子市監査委員 野 坂 正 史 米子市監査委員 安 田 篤

- 監査の対象 文化振興課
- 2 監査の範囲

主として平成29年4月1日から平成30年4月末日までに執行された財務に関する事務

- 3 監査期日 平成30年6月29日
- 4 監査を執行した監査委員 陶山 晃・野坂正史・矢田貝香織
- 5 監査対象の概要 文化振興課の課及び係の配置は別図のとおりで、所掌する事務は次のとおり である。
- (1) 芸術及び文化の企画及び振興に関すること。
- (2) 文化行政に関すること。
- (3)公会堂、文化ホール及び淀江文化センターに関すること。
- (4) 淀江和傘伝承施設に関すること。
- (5) 山陰歴史館、福市考古資料館及び埋蔵文化財センターに関すること。

- (6) 美術館に関すること。
- (7) 文化財の保護に関すること。
- (8) 勤労青少年ホームに関すること。
- (9) 米子勤労者体育センターに関すること。 また、平成29年度一般会計歳入歳出予算執行状況(平成30年4月末 日現在)は別表のとおりであった。

### 6 監査の主眼点

予算の執行と経理事務、公有財産の管理事務及び物品の管理事務を重点とし、 財務に関する事務が法令等に準拠して、適正かつ効率的に執行されているかど うかを主眼に実施した。

## 7 監査の方法

全件又は抽出により関係書類の検査及び関係職員からの聴き取りを行い、 必要に応じ実査した。

## 8 監査の結果

監査の結果については、次のとおりである。また、改善又は検討を要する 事項については、当該箇所に述べるとおりである。

なお、事務処理上細部にわたる留意すべき事項は、監査の時点で口頭により指摘したので、本報告には省略した。

#### (1)予算の執行と経理事務

- ア 資金前渡に関する事務については、現金出納簿において、支払日を誤っているものがあったので、米子市会計規則(平成17年米子市規則第44号)の規定に基づき、今後、適正に処理すること。
- イ 旅行に関する事務については、出張復命書において、正当決裁者の決裁を受けていないものがあったので、米子市事務専決及び代決規程(平成17年米子市訓令第2号)の規定に基づき、今後、適正に処理すること。
- ウ 収入に関する事務については、次のとおりであった。
- (ア) 寄附金においては、適正に処理されていた。
- (イ) 使用料においては、調定日を誤っているものがあったので、米子市 会計規則の規定に基づき、今後、適正に処理すること。
- (ウ) 国庫支出金及び県支出金においては、次の不適切な処理があった。
  - a 補助金の交付決定に際し、財政課長に協議していないものがあっ

たので、米子市予算の編成及び執行に関する規則(平成17年米子市規則第45号)の規定に基づき、今後、適正に処理すること。

- b 調定日を誤っているものがあったので、米子市会計規則の規定に 基づき、今後、適正に処理すること。
- (エ) 諸収入においては、調定日を誤っているもの及び納入期限を誤っているものがあったので、米子市会計規則の規定に基づき、今後、適正に処理すること。
- エ 報酬に関する支出事務については、適正に処理されていた。
- オ 賃金に関する支出事務については、適正に処理されていた。
- カ 報償費に関する支出事務については、適正に処理されていた。
- キ 需用費に関する支出事務については、適正に処理されていた。
- ク 役務費に関する支出事務については、支出負担行為日を誤っているものがあったので、米子市予算の編成及び執行に関する規則の規定に基づき、今後、適正に処理すること。
- ケ 委託料に関する支出事務については、適正に処理されていた。
- コ 使用料及び賃借料に関する支出事務については、適正に処理されてい た。
- サ 工事請負費に関する支出事務については、適正に処理されていた。
- シ 備品購入費に関する支出事務については、適正に処理されていた。
- ス 負担金及び補助金に関する支出事務については、適正に処理されてい た。
- セ 積立金に関する支出事務については、適正に処理されていた。
- ソ 基金に関する事務については、適正に処理されていた。
- タ 時間外勤務に関する事務については、時間外勤務手当等通知書に誤った時間数を記載しているものがあったので、今後、適正に処理すること。 なお、当該時間外勤務手当は、清算済みである。

### (2) 公有財産の管理事務

- ア 公有財産台帳の整備事務については、文化振興課の公有財産台帳副本 と総務管財課の公有財産台帳正本とを照合した結果、登録事項が符合し ないものがあったので、米子市公有財産規則(平成17年米子市規則第 42号)の規定に基づき、今後、適正に処理すること。
- イ 行政財産の使用許可に関する事務については、適正に処理されていた。

## (3) 物品の管理事務

- ア 備品の管理に関する事務については、備品台帳を基に、抽出により現 品と照合した結果、数量は符合した。
- イ 郵便切手類の管理に関する事務については、郵券等払出票を基に、現品と照合した結果、数量は符合したが、郵便切手類出納(受払)簿において、出納の記載をしていないものがあったので、米子市物品管理規則(平成17年米子市規則第47号)の規定に基づき、今後、適正に処理すること。なお、郵便切手類は、施錠することができる場所に保管されていた。

 別 図 組織図
 文 化 振 興 係

 文 化 振 興 課
 文 化 財 室

別 表 平成29年度一般会計歳入歳出予算執行状況

(平成30年4月末日現在)

	歳	フ															(	単	位	;	円 . パー	・セント )
費				目	予	A 算	A 現	額	調	B 定		i 収	入	C 済	額	B 収	入	- 未	済	C 額	C/A	С/В
教	育	使	用	料			235,	000		4	241, 70			241,	701					0	102.9	100.0
教	育 費	国庫	補助	金		23,	066,	000		18, 7	716, 000	)	18	, 716,	000					0	81. 1	100.0
教	育 費	県	補助	金		7,	841,	000		6, 6	678, 000	)		200,	000		6	, 47	8,0	000	2.6	3.0
利	子 及	び	記 当	金			25,	000			24, 118	3		24,	118					0	96. 5	100.0
教	育	費寄	附	金			30,	000			14, 08	5		14,	085					0	47.0	100.0
雑				入		2,	623,	000		6, 4	112, 202	2	4	, 397,	082		2	, 01	5, 1	.20	167. 6	68.6
教		育		債		157,	300,	000		115, 9	900, 000	)			0		115	, 90	0, 0	000	0.0	0.0
合				計		191,	120,	000		147, 9	986, 100	5	23	, 592,	986		124	, 39	3, 1	20	12. 3	15. 9

(単位;円.パーセント) C/A C/B 支出負担行為額 算 現 額 社会教育総務費 2,066,000 1,887,945 1,882,921 183,079 91.1 99.7 教育文化施設費 20,801,000 20,681,781 20, 681, 781 119, 219 99.4 100.0 100.0 61,074,000 61,069,918 61,069,918 4,082 100.0 公 会 堂 文化ホール費 190,048,000 164, 485, 999 164, 485, 999 25, 562, 001 86.5 100.0 術 館 78,006,000 74, 198, 176 74, 198, 176 3,807,824 95.1 100.0 淀江文化センター費 50, 703, 000 49, 828, 291 49, 828, 291 874, 709 98.3 100.0 60, 982, 000 53, 887, 375 53, 592, 919 99.5 文化財保護費 7, 389, 081 87.9 463, 680, 000 426, 039, 485 425, 740, 005 37, 939, 995 91.8 99.9